

ロシア　リーガルアップデート

2014 年 8 月

CMS, Russia

ロシア：会社法の主な改正点について

2014 年 9 月 1 日にロシア民法典（Russian Civil Code）の改正が施行される。今回の改正はロシアの法律制度（特に、会社法）を前進させる重要な第一歩となるものであり、長く海外の投資家が待ち望んでいた概念および機構がいくつか新たに導入される。

この記事は、改正法における企業、有限責任会社および株式会社の統治に関する新しい規制を精査するものである。

1. 企業法人

改正ロシア民法典では、新しい用語「企業法人」（"corporate legal entity" または "corporation"）が導入された。企業法人には、有限責任会社、株式会社、パートナーシップその他の法人が含まれ、その設立者（社員）（member）は、社員権を有し、最高統治機関、すなわち社員からなる総会（以下「社員総会」という。）を構成する。

社員総会の基本的権限（例えば、会社の重要な活動に関する決定、定款の承認および変更、他の経営機関の設置等）については改正ロシア民法典そのものに規定されている。社員総会の権限は、法律または会社定款によって追加することもできる。このような権限の分配は、有限責任会社に関しては以前も可能であったが、取締役会を持つ株式会社においては、不可能だった。

企業法人は、この先、共同または単独で行動する複数の執行機関を持つことができる。そのため、2014 年 9 月以降、企業法人を代表して契約を締結するには 2 名以上の署名を必要とする、新しい企業法人手続きが導入される可能性がある。

2.公開会社と非公開会社

2014 年 9 月 1 日より、ロシア法は、公開会社と非公開会社という新たな会社の分類を設ける。

公開会社とは、ロシアの証券法に従ってその株式および株式に転換される証券が（公募を通じて）公開されているか、上場されている会社である。そのような会社名には「公開（public）」という言葉が入っていなければならない。仮に非公開会社が、公開会社の地位を取得しても、定款条項が公開企業会社に適用される要件を遵守していなければ、自動的に無効となる。

公開会社には取締役会の設置が義務付けられ、取締役の人数は 5 名以上でなければならない。公開会社の株主名簿は、外部の認可団体によって維持管理されなければならない。

上記の基準を満たさない有限責任会社および株式会社は、「非公開」会社として定義される。これらの会社は、企業経営および統治機構の観点から、より柔軟性があり、合弁事業に適している。

例えば、社員総会の全員一致の決議によって、非公開会社の定款は以下のように変更できる。

1. 社員総会の権限の一部を取締役会に譲渡する。ただし、民法典その他の法律が明示的にかかる権限を他の業経営機関に譲渡することを禁じている場合は除く。
2. 共同経営機関の機能を取締役会に譲渡する。
3. 共同経営機関の機能を個々の執行機関に譲渡する。

© 2014 CMS International B.V. All rights reserved.



4. 社内に内部監査委員会を設置すること、もしくは、そのような委員会を設置することを禁ずる。

5. 社員総会の招集、準備、開催およびそのような総会における決議に関する手続きにつき、法律とは異なる手続きを定める。ただし、かかる手続きが、社員の社員総会に参加し、社員総会に関する情報を得る権利に影響を与えないことを条件とする。

6. 取締役会または共同経営機関の構成、成立および執行の要件について、法律とは異なる要件を定める。

7. 有限責任会社における先買権(the right of first offer)、株式会社の上場株式または株式転換証券に関する新株引受権、ならびに有限責任会社の定款資本金において一人の株主が保有できる最大株式数に関する手続きを定める。

8. 社員総会の承認を必要とする事項を追加する。

9. 他の会社法で規定されるその他の条項を導入する。

会社定款に特定の条項を含めるにつき、特に要件が定められていない場合には、かかる条項を非公開会社の全社員の間で締結する法人契約(下記第4段落に記載する法人契約についての情報を参照。)に含めることができる。

社員総会の決定は、登記名義人(公開株式会社の場合)、あるいは公証人または登記名義人(非公開株式会社の場合)、もしくは公証人(有限責任会社の場合)による証明がなされなければならない。有限責任会社は、他の証明方法(例えば、参加者全員または一部の署名を取得する方法)を採用することもできる(株式会社は異なる)。

3. 監査の要件

有限責任会社は、監査人に会社の年次監査を実施してもよい(法律で定められている場合には、実施させなければならない)。株式会社は監査人による年次監査を行わなければならない。かかる監査人は会社とは何ら経済的な利害関係があってはならない。

4. 法人契約

外国法の下での「株主契約」と似た概念は、2009年にロシアの法体系に初めて導入された。しかし、そのような契約を規律する当時の法の条項は、曖昧で不明確なものであった。

改正民法典では、この概念に基づいて、このような種類の契約(以下「法人契約」という。)の新しい定義が導入された。法人契約により、契約当事者は、以下について合意をすることができる。すなわち、合意に基づいて権利を行使する(または行使しない)こと、特定の形式で社員総会での決議を行うこと、合意に基づきその他の業務を行う、もしくは会社を経営すること、または会社の株式の取得、処分を合意された価格で行う、もしくは一定の事由の発生によって行うこと、あるいは処分を一定の事由が発生するまで控えることである。

法人契約は会社社員に対して、議決権の行使に関し、他の経営機関の指示に従うことを強要することはできない。法人契約は、経営機関の構造および権限の範囲を定義することもできない。これは、外国法の下で規律される株主間契約と大きく異なる点である。しかし、社員に対して、経営機関の権限の構造および範囲を定める会社定款の改正の賛成を義務付ける規定を設けることは可能である。

法人契約の締結は、会社に通知されなければならない。ただし、その内容についての開示義務は設けられていない。公開株式会社の法人契約の締結の事実は、公に開示されなければならない(かかる開示は、ロシア法によって開示が義務付けられている一定の情報が伴われなければならない)。

© 2014 CMS International B.V. All rights reserved.



法人契約の違反は、会社の経営機関の決定を無効にする根拠となりうる。ただし、その決定の行われた時点で、すべての会社社員が当該法人契約の当事者であったことが条件となる。法人契約に違反して行われた取引行為であって、その法人契約の一当事者からの請求があった場合は、裁判所はこれを無効とすることができる。ただし、その法人契約の他方当事者が、法人契約によって課せられた制限を知っていた場合に限られる。

改正民法は、さらに、債権者その他の第三者が会社社員との間で契約を、債権者もしくは第三者の利益保護を目的として、債権者もしくは第三者と合意した方法および条件で、法人権を社員が行使され（または行使されない）、社員総会で議決権が行使され、会社の株式の取得または処分が行われるよう、締結することを定めている。債権者その他の第三者との間のこのような取り決めは、法人契約とは定義されていないが、法人契約に関して法が規定する要件は、こうした取り決めにも適用される。

5. その他の改正

2014 年 9 月 1 日から施行される改正民法典では、株式会社の分類として、公開株式会社と閉鎖株式会社の分類はなくなる。上記のように、株式会社は、公開株式会社と非公開株式会社の二つに分類される。

株主が一人しかいない株式会社は、その情報を統一国家法人登記簿に提供しなければならない（以前はその情報を会社定款にのみ記載をすることで足りた）。

関連規制当局は、ロシアで会社設立をする場合に使用できる定款の標準書式を承認する可能性がある。その場合、会社の名称、住所、経営規則、企業関係の条項等の詳細は統一国家法人登記簿にのみ提供される。

今後もロシアの立法改正をモニターし、最新情報を提供していく次第である。

本メールマガジンに関してのご質問は下記記載の CMS 法律事務所ジャパンデスクまでお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】
CMS 法律事務所
中・東欧・ロシア地域ジャパンデスク：

統括パートナー
川井拓良（takura.kawai@cms-cmck.com）

シニアパートナー
レオニド ズバレフ
（leonid.zubarev@cmslegal.ru）

シニアアソシエイト
デニス ナザレフスキー
（denis.nazarevskiy@cmslegal.ru）

リーガルトレーニー
細野恵里香（erika.hosono@cms-cmck.com）

本メールマガジンは CMS 法律事務所ジャパンデスクが 2014 年 8 月 1 日現在入手している情報に基づき作成したものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報は一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありませんこと予めお断りします。
CMS 法律事務所は、本メールマガジンの記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。

© 2014 CMS International B.V. All rights reserved.